

南房総市移住支援金のお知らせ

南房総市に移住して働く方に

世帯移住：100万円 単身移住：60万円

世帯移住により、**18歳未満の世帯員の方が一緒に移住される場合は、100万円加算**されます

を交付します！

様々な要件がありますので、以下をご確認ください。



次の①②③すべてに該当する方が対象となります。

①移住元・・・東京23区の在住者または東京圏※¹から東京23区への通勤者※²

(移住直前※³に連続して1年以上、かつ直近10年間で通算5年以上)

②移住先・・・南房総市内(支援金申請後5年以上継続して居住する意思があること)

③就 業・・・千葉県のマッチングサイトに掲載された企業への就職

または

起 業・・・起業支援金の交付決定を受けた方

((公財) 千葉県産業振興センターに審査を受ける必要があります)

千葉県しごとNAVI

検索

※1 東京圏とは、埼玉県、東京都及び神奈川県のことをいいます。(※千葉県は含まれません。)

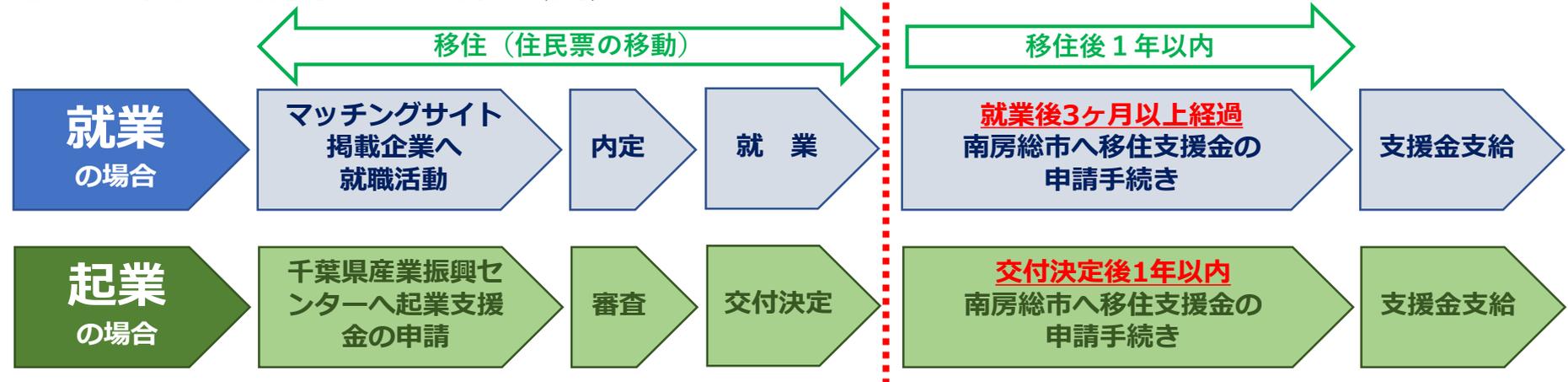
※2 通勤者とは、東京圏のうちの条件不利地域(右記参照)以外の地域に在住し、かつ東京23区に所在する事業所に通勤(大学等通学期間含む)していた方です。

※3 東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができます。

東京圏の条件不利地域

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
 神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
 埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

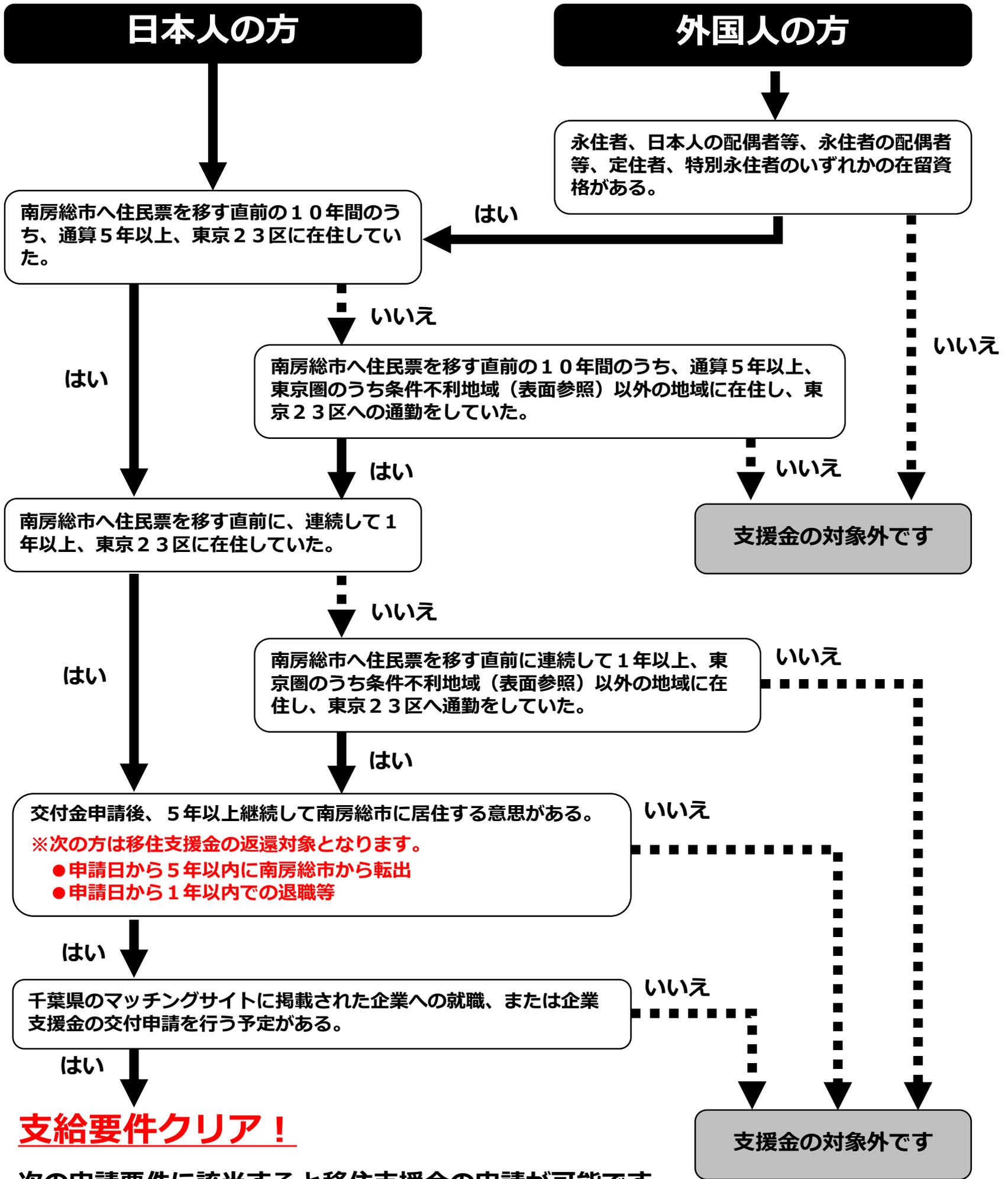
移住支援金交付までの流れ(例)



裏面のフローチャートで支援金交付対象者かどうかご確認ください。

裏面へ

南房総市移住支援金フローチャート



支給要件クリア！

次の申請要件に該当すると移住支援金の申請が可能です。

就職型	<input type="checkbox"/> 勤務地が館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町であること <input type="checkbox"/> 就業先が移住支援金の対象企業として「千葉県しごとNAVI」に掲載された日以降に応募し、就職していること <input type="checkbox"/> 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと <input type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること <input type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
起業型	<input type="checkbox"/> 申請日までの1年以内に、（公財）千葉県産業振興センターから起業支援金の交付決定を受けていること
※共通	<input type="checkbox"/> 申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。 <input type="checkbox"/> 暴力団員でないこと、暴力団員と継続して取引・関係等がないこと <input type="checkbox"/> 南房総市住宅取得奨励金（転入者）の交付決定を受けていないこと <input type="checkbox"/> 市区町村民税を滞納していないこと